平成２１年（フ）第２９４号
三重県四日市市日永西４丁目12番９号
債務者　中村　充博
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
三重県四日市市笹川６丁目28番地13
債務者　淺野　昌子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
三重県四日市市御薗町２丁目68番地２
債務者　中川　義夫
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
三重県三重郡菰野町大字菰野3082番地３　シティコーポ101号室
債務者　水落　春代
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
三重県四日市市南納屋町４番11号
債務者　安立せつ子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
三重県四日市市中川原２丁目３番５号　中川原ハイツ207号室、前住所三重県四日市市小古曽２丁目４番12号
債務者　下脇　昌彦
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
三重県四日市市楠町小倉408番地２
債務者　加藤　仁史
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第１６８１号
京都市伏見区桃山町伊賀69番地１　アーバンハイツ伊賀201、申立時の住所京都府宇治市槇島町落合43番地の９　グリーンタウン槇島214棟506号
債務者　古川　頼生
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１６８２号
京都府宇治市槇島町落合43番地の９　グリーンタウン槇島214棟506号
債務者　古川　節子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５１号
京都市伏見区北端町65番地　セントアミュー101号室
債務者　南雲　　裕
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１９号
京都府宇治市木幡西浦48番地　デミューズ木幡707号
債務者　坂田　芳子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８６号
京都市西京区下津林東芝ノ宮町40番地６
債務者　平瀬　博美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６１号
京都市中京区壬生下溝町17番地３
債務者　土井　隆広
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１５号
京都府京田辺市河原神谷69番地　府営田辺団地１棟503号
債務者　吉田　真代（旧姓森並）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７５号
神戸市兵庫区中道通４丁目１番12号山本ビル303号
債務者　笠波　晃吉
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７６号
神戸市兵庫区中道通４丁目１番12号山本ビル303号
債務者　笠波由美子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２４号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目３番６号―202
債務者　望月　幸子（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部